

障害者統計の充実について

平成29年8月4日

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(障害者施策担当)

1

目次

- 第1章 我が国における障害者統計の概況
- 第2章 我が国におけるこれまでの障害者統計の位置付け
- 第3章 内閣府における具体的な取組状況
- 第4章 次期公的統計基本計画において掲載を希望する事項

2

我が国における 障害者統計の概況

3

我が国の障害者施策（統計）の実施体制

国内

内閣府

障害者政策委員会

- ・ 障害者基本法に基づき内閣府に置かれた審議会（総理任命の委員30名で構成）
- ・ 障害者基本計画の策定に当たり審議を行うとともに、策定後は実施状況を監視

共生社会政策担当（障害者施策担当）

- ・ 障害者基本計画の策定・推進等を所掌
 - ※ 障害者政策委員会における審議を経て障害者基本計画を取りまとめるとともに同計画の実施状況をフォローアップ
 - ※ 個別の障害者施策や統計調査については所掌していない（各担当省庁で実施）
- ・ 障害者政策委員会を運営（事務局）

基本計画の取りまとめ・実施状況の国内監視

障害者基本計画

各所管分野における障害者施策や統計調査を実施

A省（X分野を所管）

- ・ 障害者基本計画に基づき、X分野における障害者施策を実施
- ・ 障害に関するデータを収集するため、X分野における必要な統計調査を実施

B省（Y分野を所管）

- ・ 障害者基本計画に基づき、Y分野における障害者施策を実施
- ・ 障害に関するデータを収集するため、Y分野における必要な統計調査を実施



障害者権利条約の実施状況の国際監視、(日本を含む)各締約国への勧告等

国連

障害者権利委員会

- ・ 障害者権利条約に基づき設置（障害当事者をはじめ18名の委員で構成）
- ・ 各締約国の政府報告等を踏まえ、障害者権利条約の実施状況等を審査し、改善すべき点について勧告等を実施

4

障害に関する我が国の主な統計調査

- 我が国では、各省庁がそれぞれの所掌事務に応じて多岐にわたる障害者施策を分掌しており、各施策の検討・実施等に当たり必要なデータを収集するため各省庁がそれぞれ統計調査等を実施している
(障害者を対象とした主な統計調査は下表のとおり)

名称	主な調査事項	所管省庁
生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)	障害の状況、日常生活の支障の状況、年齢及び性別、居住形態、障害者手帳等の種類、収入・支出の状況、日中の活動状況、障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉サービス等の希望等	厚生労働省
障害者雇用実態調査	調査対象者の属性、職場環境・職場生活、相談相手、仕事・職場生活以外の活動、将来の不安等	厚生労働省
障害者の就業実態把握のための調査	障害の種類・程度、就業・未就業の別、就業している場合の就業形態、職種、就業していない場合の求職活動等就業に係る状況等	厚生労働省
障害支援区分認定状況調査	市町村が認定した障害支援区分について、二次判定区分、一次判定区分、認定調査項目の選択状況等	厚生労働省
年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)	調査対象者の性、生年月日、世帯構成、世帯の就業状況、収入、支出等	厚生労働省

5

第 2 章

我が国におけるこれまでの 障害者統計の位置付け

6

障害者基本計画 / 障害者権利条約の経緯

H18.12/13	障害者権利条約	国連総会で採択
H19. 9/28	障害者権利条約	我が国が署名
H20. 5/ 3	障害者権利条約	発効
H23. 9/27	第3次障害者基本計画	閣議決定
H26. 1/20	障害者権利条約	我が国が締結 ※2/19発効
H27. 9/24	「議論の整理」	取りまとめ（障害者政策委員会）
H28. 6/30	第1回政府報告	国連に提出 ※「議論の整理」も添付
H29. 2/24	第4次障害者基本計画	総論の審議開始
H29. 6/23	第4次障害者基本計画	各分野別施策の審議開始
=====		
H29年度中	第4次障害者基本計画	閣議決定（予定）
H32年前後？	第2回政府報告	国連に提出
(2020年前後？)	障害者権利委員会による対面審査、勧告等	

第3次障害者基本計画とは

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進 等

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境

住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり等

6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心

防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

第3次障害者基本計画での位置付け

- **第3次障害者基本計画**において、**PDCAの観点から情報・データの充実を図る旨**を記載
(統計の充実については明示的に言及していない)

- **第3次障害者基本計画（平成25年9月27日閣議決定）（抄）**
IV 推進体制
5. 調査研究及び情報提供
(略) また、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し
(PDCA)の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する。

9

障害者権利条約とは

1. 概要

- 障害者の権利及び尊厳を保障し、取組を促進するための包括的かつ総合的な国際条約。
- 障害者の尊厳、個人の自立、社会参加、非差別等を一般原則とし、法の下での平等、表現の自由、教育、雇用等の様々な分野における障害者の権利保護・取組促進について規定。

(注) 第2条 定義

障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

第33条 国内における実施及び監視

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。

2. 経緯

2001年12月	第56回国連総会において障害者権利条約決議案を採択
2002年 7月～2006年 8月	国連の障害者権利条約アドホック委員会の会合において審議（計8回）。我が国は、条約の起草段階から積極的に参加。
2006年12月13日	第61回国連総会において条約を採択
2007年 9月28日	国連本部において日本（外務大臣）が署名
2008年 5月 3日	発効（20か国目の国（エクアドル）が締結した日（4月3日）の30日後）
2013年12月 4日	我が国において障害者の権利に関する条約の締結について国会承認
2014年 1月20日	障害者の権利に関する条約締結
2016年時点	署名：160か国（日、米、英、独、仏、加、豪、中、韓等（EU含む）） 締結：172か国（日、英、独、仏、加、豪、中、韓等（EU含む））

3. 手続きの流れ

条約採択 → 署名 → 国内法令整備 → 国会承認 → 批准（締結）

(注) 「署名」：条約に対する国家としての基本的な賛意を国内外へ公式に表明すること。

「批准」：国家が条約に拘束されるという最終的意思表示を行うこと。内閣が行うが、国会の承認を必要とする。

「締結」：条約案文の交渉から署名、批准、批准書の寄託までの一連の行為。

10

障害者権利条約での位置付け

- 障害者権利条約では「統計及び資料の収集」に係る独立した条項が設けられ、各締約国に統計資料等の収集を求めている

- 障害者の権利に関する条約（平成26年批准）（抄）

第31条 統計及び資料の収集

- 1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。（略）
- 2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
- 3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

11

障害者権利条約政府報告とは

- 各締約国は、障害者権利条約の履行のために取った措置等についてとりまとめ、定期的に国連に報告する必要（政府報告）
- 我が国は、平成26年の障害者権利条約の批准後、障害者政策委員会での審議を経て、28年6月に第1回政府報告を提出
- 政府報告には、障害者政策委員会が重要と認めた8テーマについて、同委員会の課題認識を反映
- 更に、障害者政策委員会による障害者基本計画の実施状況の監視の結果、浮き彫りになった課題を「議論の整理」として取りまとめ、政府報告の付属文書として添付

12

障害者権利条約政府報告での位置付け

- **障害者権利条約第1回政府報告**において「**データ・統計の充実**」が我が国の**障害者施策の課題**として**挙げられる旨**や、**次回報告提出**（2020年前後見込み）**までの間に改善に努める旨**を記載（**国連に報告**）
- **改善が見られない場合**、**国連障害者権利委員会**による**対面審査**（2020年前後見込み）を経て、**勧告を含め、我が国への厳しい見解が採択されるおそれ**

- **障害者権利条約第1回政府報告**（平成28年6月に国連に提出）（抄）
3. （略）**課題としては、データ・統計の充実**が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、**次回報告提出までの間に改善に努めたい。**（略）

13

参考資料

【参考1】 障害者権利条約第1回政府報告（抄）

211. なお、本条（注：条約第31条）に関しては、政策委員会より、次のような指摘がなされている。（より詳しくは、付属文書を参照のこと）

障害者に関する政策の監視・評価に使える水準の統計が、国・地方公共団体ともに不足しており、日本の人口全体を対象とした調査の実施や男女別統計の実施を徹底すべきである。

【参考2】 議論の整理 ～ 第3次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題 ～ （平成27年9月障害者政策委員会）（抄） （注：上記「第1回政府報告」の付属文書）

- ① 障害者に関する統計の課題として、障害について日本の人口全体を対象として尋ねた調査がないことが挙げられる。
例えば、国勢調査に障害の有無に関する設問を入れることなどが検討されるべきである。

14

参考資料

【参考2(続き)】 議論の整理 (抄)

- ② 政策の監視・評価に使える水準の統計が、国のみならず地方公共団体でも不足している。そのような統計がなければそれを整備する必要がある。
- ③ 男女別統計をきめ細かくとることを徹底すべきである。障害者権利条約の締約国は、条約第6条の複合差別の解消に取り組むことが義務とされており、複合差別の実態がわからない状況を解消するためにもメリットがあると思われる。
- ④ 障害者施策の実施に当たっては、就労収入や就労率、就労支援制度の利用等について、男女の差があるかどうかまず現状を把握することが必要である。
- ⑤ 例えば、就業面においては、障害者雇用状況報告の延長線上に男女別調査を位置づけるのは限界があるため、障害者雇用実態調査について性別ごとのクロス集計を進めるなど、工夫をして活用することなどが検討されるべきである。

15

参考資料

【参考2(続き)】 議論の整理 (抄) ※下線部は現時点の考え方を表記

(厚生労働省)

障害者雇用状況報告は、一定規模以上の事業主に対し、毎年6月1日現在における障害者雇用状況を報告することを義務付けているものであり、男女別の報告を求めている。一方、障害者雇用実態調査は、従業員5人以上の事業所に対して実施するサンプル調査であり、男女別の勤務時間、賃金などを含めた障害者の雇用実態を網羅的に把握している。男女別の雇用実態を把握するという観点からは、障害者雇用実態調査の項目を工夫する方が適切ではないか。

[参考：5ページ一部再掲]

名称	主な調査事項	所管省庁
障害者雇用実態調査	調査対象者の属性、職場環境・職場生活、相談相手、仕事・職場生活以外の活動、将来の不安等	厚生労働省

16

内閣府における 具体的な取組状況

17

第4次障害者基本計画案の検討

- 今年度中の取りまとめを予定している「第4次障害者基本計画」において、各分野に共通する横断的視点の一つとして「統計・PDCAサイクルの充実」を掲げ、統計の充実を柱として位置付け（現在、障害者政策委員会において審議中）

○第4次障害者基本計画案（抄）

Ⅱ 基本的な考え方

3. 各分野に共通する横断的視点

（6）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約第31条、第33条等の趣旨を踏まえ、「証拠に基づく政策立案」（Evidence-Based Policy Making）の実現に向け、次に掲げるところにより、必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障害者施策のPDCAのサイクルを構築し、着実に実行する。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていく。（略）

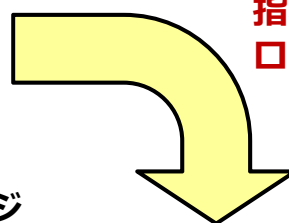
18

第4次障害者基本計画案の検討

- さらに「**統計・PDCAサイクルの充実**」に対応して、**成果目標を大幅に拡充するとともに、個別の指標と目標分野との対応関係をロジックモデルで明示予定**

【現行】第3次障害者基本計画（別表）イメージ

事項	現状（直近の値）	目標
〇〇〇の割合	〇〇%（〇年度）	〇〇%（〇年度）
〇〇〇の人数	〇〇人（〇年度）	〇〇人（〇年度）



指標の大幅拡充
ロジックモデル化

【次期】第4次障害者基本計画案（別表）イメージ

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値（直近の値）	目標値
〇〇の環境の整備	〇〇の実施状況	〇〇〇の割合	〇〇%（〇年度）	〇〇%（〇年度）
		〇〇〇の人数	〇〇人（〇年度）	〇〇人（〇年度）
	〇〇の普及状況	〇〇〇の件数	〇〇件（〇年度）	〇〇件（〇年度）
		〇〇の〇〇率	〇〇割（〇年度）	〇〇割（〇年度）

19

参考資料

【参考1】第4次基本計画策定に当たっての基本的考え方（抄）

1. 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①：障害者権利条約の批准 ⇒ 分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行 ⇒ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要
背景③：2020東京パラリンピックの開催決定 ⇒ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①：アクセシビリティの向上

○社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
○社会的障壁の除去をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく

課題②：障害のある女性・子供・高齢者の複合的困難への配慮

○障害のある女性や障害のある子供等は複合的困難な状況に置かれる場合がある
○複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③：統計・PDCAサイクルの充実

○“Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
○PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障害者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5)障害のある女性・子供・高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6)PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

20

参考資料

【参考2】第4次障害者基本計画案の審議における委員発言

〔平成29年4月21日開催の第33回障害者政策委員会
における佐藤委員（DPI日本会議事務局長）発言〕

最後ですけれども、統計のデータをぜひ入れていただきたいと思います。
それは（6）のPDCAサイクルの「1企画（Plan）」のところになると思う
のですけれども、前回、第3次障害者基本計画の実施状況の見直しをやった
ときも、障害のデータがなくて非常に苦労しました。第1回政府報告にも、
次回までにはデータの集積、見直しをする旨が書かれております。障害者と
障害のない人の比較ができるようなデータのとり方が必要だと思えます。
具体的には、性別、年齢、障害種別、家計、こういったものを入れて
いただきたいと思います。現在の調査は厚労省の国民生活基礎調査という
ものがあります。あと、総務省統計局では2つ、全国消費実態調査、社会
生活基本調査がありますけれども、こういったものに先ほどの障害のある者と
障害のない者との比較ができるような項目を入れる、そういったことをぜひ
ここで書いていただきたいと思います。

21

参考資料

【参考2(続き)】基本計画案の審議における委員発言

[委員から言及のあった統計調査の概要]

名称	主な調査事項	所管省庁
国民生活基礎調査	【世帯票】単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況、日常生活の自立状況、主な介護者の状況等 【健康票】自覚症状、日常生活への影響、健康意識、こころの状態、健康診断等の受診状況、入院の有無、通院の有無、傷病の状況等 【介護票】介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、家族等と事業者による主な介護内容等 【所得票】前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等 【貯蓄票】貯蓄現在高、借入金残高等	厚生労働省
全国消費実態調査	家計上の収入と支出、品物の購入地域、品物の購入先、主要耐久消費財、年間収入及び貯蓄・借入金残高、世帯及び世帯員(要介護・要支援認定の状況等)、現住居及び現住居以外の住宅・宅地等に関する事項	総務省
社会生活基本調査	ふだんの健康状態、学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況、スマートフォン・パソコンなどの使用状況、生活時間の配分及び天候（ほか多数	総務省

22

次期公的統計基本計画に おいて掲載を希望する事項

23

公的統計基本計画への掲載希望事項

- 以上のように、障害者統計の充実については、閣議決定に基づく基本計画や国連に提出した政府報告においても既に明示的に位置付けられ、又は今後位置付けられる見込みであり、今後も政府全体として取り組むことが求められている
- このため（内閣府で取りまとめる）次期障害者基本計画は勿論のこと、次期公的統計基本計画にも障害者統計の充実に係る記載を盛り込んでいただきたいと考えている

24